

令和7年度 公益社団法人船橋歯科医師会事業計画書

公益社団法人船橋歯科医師会では、市民が生涯自分の歯と口で食べることで豊かで価値ある人生が送れるよう、健康日本21や歯科口腔保健の推進に関する法律のもと、口腔衛生の普及向上や口腔保健支援センターとしての役割を関係行政・医療・介護・福祉等諸団体と協働しながら推し進めていきます。そのため、令和7年度は以下のような事業を予定しています。

□公益目的事業

歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図る事業

歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を目的とし、幼児から高齢者までのライフステージに合わせ、必要に応じた事業を行っていきます。これにより歯科疾患の予防、早期発見、再発防止、口腔衛生の啓発、社会的弱者の救済等を図り、地域で組織的、集团的に実施活動することで地域社会全体の公衆衛生の向上を目指します。

1. 公衆衛生向上のための指導や健康診査事業

(1) 公衆衛生向上のための指導事業

う蝕や歯周病予防に対する正しい知識、情報提供を行い、歯の大切さを再確認させ、生活習慣を見直し生涯を通して健康な歯で過ごせるよう指導することで、市民の口腔衛生の向上を図ります。

- 1) 3～6歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業
- 2) マザーズホーム歯科指導・摂食指導
- 3) ひまわり・たんぽぽ親子教室歯科指導
- 4) さざんかキッズ・とらのこキッズの歯科指導
- 5) 口腔衛生指導講習会、摂食指導講習会

(2) 健康診査事業

公衆衛生向上のためには歯科医院に通う患者だけでなく、広く市民に働きかけ乳幼児からの対策を継続的かつ系統的に推進することが大切です。そこで口腔衛生向上のために口腔の健康管理に関する知識の普及や、歯科疾患の予防と早期発見・早期治療を促すことを目的とした各種の健康診査事業や保健指導を様々な年代、環境において行っていきます。

- 1) 妊婦歯科健康診査
- 2) 妊婦歯科健康診査、Welcome Baby School
- 3) 1歳6か月児健康診査
- 4) 2歳6か月児歯科健康診査
- 5) 3歳児健康診査
- 6) 成人歯科健康診査
- 7) 事業所歯科健診

(3) コンクール・表彰事業

口腔内の健康を保っている児童・生徒・高齢者、また図画、ポスターコンクール優秀者を表彰することにより、子供から成人に至るまで歯と口腔内の健康の大切さを知ってもらうことを

目的とした事業を行います。

- 1) 高齢者のよい歯のコンクール
- 2) 船橋市歯・口の健康啓発標語の表彰
- 3) 小中学校良い歯のコンクール
- 4) 口腔衛生優良校・優秀者表彰式

(4) 保育所・学校歯科保健事業

保育所児童においては歯科疾患の早期発見・早期治療や児童虐待の発見に繋げ、また学校教育の場においては児童・生徒の健康状態を正しく把握し、これを基礎として学校保健を充実させ、児童生徒の健康保持、増進を図りつつ、歯・口の健康づくりを通して子どもたちが歯・口の健康の大切さについて学び、生涯を通じて口腔の健康を維持することができるよう支えていくことを目的とし事業を行ってまいります。

- 1) 学校歯科健康診断
- 2) 学校保健会への参画
- 3) 保育所歯科健康診断

(5) フッ化物予防事業

保育園、幼稚園、小学校でのフッ化物洗口事業の実施を、船橋・鎌ケ谷両市で推し進めています。鎌ケ谷市では小学校全校で2年生から6年生まで及び中学校支援学級において継続実施、新入生は2学期から開始し、全学年実施予定です。船橋市でも市立小学校の全校全学年に実施予定です。

2. 地域の福祉を目的とする事業

(1) 船橋市さざぐるま休日急患・特殊歯科診療所運営事業

船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所とともに船橋市歯科診療所として、船橋市から指定管理者の指定を受け、本会が管理運営を行っています。

心身障害児(者)や在宅要介護高齢者など、一般歯科診療所では治療することが困難な歯科診療を、船橋市北部福祉会館内で船橋市民を対象に祝祭日と火曜日を除く毎日診療を行っています。担当医は常勤歯科医師と本会会員があたり、患者の安全を期すために全身管理や治療にあたっての指導管理を大学に依頼し、歯科麻酔科管理指導医や小児歯科管理指導医の派遣を仰いでいます。在宅要介護高齢者は通院、搬送による固定診療または訪問診療を行っています。また、月2回、第1・第3日曜には摂食嚥下機能障害児(者)を対象にした機能訓練を行っており、大学専門講座からの摂食嚥下管理指導医と、本会会員、歯科衛生士、栄養士が診療にあたっています。

(2) 船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所運営事業

船橋市民、県民をはじめとする不特定多数の歯科救急患者に対する診療を日曜・祝日や年末年始に行います。また、それ以外の日に特別な配慮の必要な要介護高齢者や障害児(者)の治療を行っています。診療所は船橋市保健福祉センター内にあり、休日急患診療は本会会員が輪番制で行い、特殊歯科診療は常勤歯科医師と大学専門講座からの歯科医師と本会会員の協力歯科医で行います。

(3) 医療連携構築に関する事業

脳血管障害等の患者のリハビリテーション、認知症患者や虐待者への対応、あるいは災害時の救援活動は決して1医療機関、1組織で対応できるものではなく、市民、行政、医療機関、介護施設等の様々な連携が必要です。そのため、介護・医療連携、認知症ネットワーク、災害時救援システムなど様々なネットワーク、連携作りが進められており、本会も連携への参加のみならず、その構築に積極的に取り組んでいます。平成27年度より口腔保健支援センターを設け、市民、多職種からのさまざまな依頼に応えています。また、連携をスムーズに進めるための連絡網の構築を行う予定です。

- 1) 虐待・認知症等弱者に対する事業への参画
- 2) 医療連携に関するネットワークへの参画
- 3) 口腔保健支援センター（食べることの支援センター）の運営
- 4) 連絡網の構築

(4) 訪問歯科支援事業

高齢社会を迎え、病院入院患者や施設、自宅での要介護高齢者が増加し、歯科治療を行うにあたり医療連携を図ることが急務です。そのため地域での歯科医院の班体制を構築し、連携のとれた歯科医療体制を構築するとともに、訪問歯科診療サポートセンターの運営や船橋市立リハビリテーション病院等への訪問歯科医の推薦、一般歯科医院で難しい事柄について歯科医師会に対応していきます。

- 1) 在宅歯科訪問診療の推進
- 2) 船橋市立リハビリテーション病院やその他介護施設への訪問歯科診療の支援

(5) 介護保険制度に関する事業

船橋・鎌ヶ谷両市民を対象とした介護保険事業で、申請書類の介護認定を行う介護認定審査会には、保健・医療・福祉の分野から専門家の参加が求められています。本会では歯科医師として医療、特に口腔関連事項での専門的意見を述べることを目的とし、隔週にて行われる介護認定審査会に出席します。また、介護認定審査会委員は、介護保険制度を研究する目的で研修会に出席し、研鑽を積むよう働きかけます。

(6) 災害対策・警察への協力事業

行政他諸団体とともに災害時の対応や防災に関する事業に企画の段階から参加し会員への参加要請や非常時の連絡網の構築を行っています。また、身元確認や留置人の歯科治療等で警察への協力事業を行い地域社会へ貢献する予定です。

1) 災害対策事業

船橋・鎌ヶ谷両市との協定に基づき、本会は地区別に班編成を行い、災害時の連絡網を構築し、歯科救護班の設置など災害時の出動に備えています。船橋市においては、病院前救護所設置・運営訓練や災害医療対策本部訓練に参加し、鎌ヶ谷市においては総合防災訓練に参加し、歯科医師の立場からの助言を行っています。さらに、鎌ヶ谷市とはIP無線を用いた通信訓練も実施し、緊急時の連携強化に努めてまいります。

また、大規模事故、災害時には多数の被災者が発生することから、他地域からの応援要請を授受する体制を構築することが必要で、千葉県歯科医師会と協力し千葉県歯科医療救護班を編成していきます。

2) 警察への協力事業

事故や災害における死体の身元確認方法として法歯学を活用した個人識別が重要です。本年度も警察からの要請により警察協力医として身元確認作業に協力していきます。

3. 口腔衛生の普及に関する事業

口腔衛生の普及のために、イベントや講演会の開催をします。また、ホームページなどの広報活動を通して、歯や口腔の知識や口腔保健の支援について周知していきます。

(1) イベント事業

歯科保健の啓発事業として次のようなイベント事業を行い、不特定多数の地域住民の歯・口腔に関する関心を高め、公衆衛生の向上に寄与していきます。

1) ふなばし健康まつりへの参画

(2) 市民への講演会事業

歯の健康を保つことへの関心を高めることを目的にして、親しみやすい内容で口腔衛生に関する講演会を行います。

1) 市民公開講座

2) 老人福祉センターでの講演会

3) 地区健康教育への講師派遣及び講演会開催

4) 口腔保健支援講演会

(3) 社会への広報事業

口腔衛生の向上を目的とした歯・口腔に関する基礎知識や情報、各種健康診査事業、イベント、講演会、船橋市歯科診療所等の本会の事業を案内するために、ホームページ、診療所案内、ポスター、チラシ等で社会への広報活動を行っています。

1) Website の編集・管理

2) 診療所案内の配布

3) 歯科に関する情報提供

4) SNS の編集・配信

4. 歯科医学の研究に関する事業

市民が享受する歯科診療内容の向上に繋がるよう、最新の医療知識や本会の事業実績を研究し、その知識や技術を習得するための各種専門的講演会や講習会、学会発表を行います。

(1) 専門的講演会・講習会の開催

最新の医療知識・技術を習得することにより歯科医師、医療介護職者等の資質向上や日常臨床内容の向上を図り、行政や医療関連職種と共通認識を持ち医療連携を推進することを目的としています。講師は主に大学教授や、関係部署の専門的立場の人をお願いし、会員他、スタッフ、近隣歯科医師、行政、医療関連他職種にも幅広く参加を呼びかけていきます。

(2) 学会発表

船橋市歯科診療所での事業実績や症例報告などの結果を、学会の場を通じて広く知らしめることにより歯科医学の発展に寄与することや他職種との連携を目的とした発表を行う予定です。

□その他の事業（相互扶助等事業）

会員の福祉と共益に関する事業

公益目的事業を行うにあたっては安心安全に行うことが第一です。そのためには会員の知識向上、医道高揚は切り離せないものです。また、将来を見据えた継続した組織の管理運営が大切であり、その基盤となる会員の医療管理体制の整備も必要です。そして、円滑な会務の運営のためには、何よりも会員間、医療・介護・福祉団体、行政、市民との良好な連携が必要です。そのため、以下のような事業を行っていく予定です。

（1）親睦会の開催

会員あるいは本会の事業で連携している機関との親睦を図り、本会の公益目的事業が順調に行われ口腔保健の向上に寄与することを目的としています。

- 1) 新年祝賀会の開催
- 2) 忘年会の開催

（2）医療管理体制の整備と情報誌の発行

患者が安心安全な治療を受けられるよう、歯科医師等の資質向上や日常臨床内容の向上を目的とした講習、医療安全に対する講習、医療従事者の健康管理など、医療管理体制の整備に努めていきます。

また、わが国の社会保険制度は通常2年に一度大きな改正が行われ、毎月のように、薬剤の改正や小さな通達が行われているため、迅速かつ適切な指導を行うことが、不特定多数の受診者のために有益です。そのために社会保険に関する研究と専門的立場にいる講師による講習会・勉強会を開催します。

また、医療安全等管理体制の整備に関連した情報、厚労省や保健所、管轄の行政機関から本会へ送られてくる最新の情報や通達、あるいは本会の各種事業の案内を会員へ周知するために、船歯広報を発行します。さらに必要に応じてメールにてグリーンボードやFAXを送信します。内容は、各種講演会・講習会、イベントの案内と不参加者にも周知できるようその事後報告や内容の要旨、行政、連携機関からの案内や伝達事項、委員会や理事会からの報告事項、年間の予定などで構成します。

（3）その他の共益事業

本会には特定の地域の会員からなる地区会、会員有志が集まって学習活動を行っているスタディグループ、野球やランニングなどのスポーツグループ、趣味の同好サークル、大学の同窓会など様々な私的な会が活動しています。本会では金銭的な補助は行っていませんが、思想的な問題が無く理事会で承認された会には本会の業務に支障を来さない範囲で、場所の提供や本会会員に有益だろうと思われる研究結果や講演会の案内などを会員に情報提供することで協力します。